

瑞穂監第43号  
平成29年3月7日

瑞穂市長  
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長  
藤橋礼治様

瑞穂市教育長  
加納博明様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「南保育・教育センター」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「南保育・教育センター」における平成28年4月1日から平成29年1月10日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

南保育・教育センターは、教育委員会の幼児支援課に属し、平成28年12月末日現在、所長以下保育士（補助職員及び派遣職員含む）32名で保育所を運営している。

なお、南保育・教育センターは市内9か所の保育所のうち、定員数では第2番目の規模となっている。平成29年1月1日現在の入所児童数は認可定員240名に対し209名で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

平成29年1月1日現在（単位：名）

区分	未満児			3歳児	4歳児	5歳児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児				
児童数	1	7	15	49	58	79	209

#### 2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所及び南保育・教育センター

平成29年1月16日（月）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果と意見

#### 1 財務について

南保育・教育センターを含む保育所全体の財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

教育総務課分                      平成28年12月末日現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	2,500,000	0	0.0
歳出	573,289,000	246,052,544	42.9

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	495,409,000	303,925,670	61.3
歳 出	1,001,412,000	726,001,660	72.5

2 教育委員会に対する結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	消耗品の購入について	<p>保育所では、文具などの比較的使用頻度が高く、年間使用量をおおむね把握することができる消耗品を、消耗品ごとに単価で契約しているが、トイレットペーパーについては保育所ごとに購入していた。</p>	<p>トイレットペーパーに限らず、各保育所で使用する消耗品を精査し、積極的に担当課でとりまとめて契約することで、経済的・効率的な保育所運営に努めていただきたい。</p>
2	講師謝礼について	<p>予算編成方針の基準額とは異なる額の講師謝礼が複数回にわたって支払われていた。</p>	<p>担当課からは、積算根拠はないとの回答であったが、今後はまず基準額で講師依頼すべきである。基準額での依頼が困難な場合に限り、その有用性や謝礼額の積算根拠について起案書等を用いて十分に協議したうえで講師を招いていただきたい。</p>
3	医薬品の管理について	<p>使用状況などのわかる帳簿はなく、担当者が必要に応じて購入して管理しているとのことであった。</p>	<p>医薬品の管理については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準によると「必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない」となっている。</p> <p>使用数量や備蓄数量を記録することは明瞭に医薬品の状況を把握することに繋がるため、今後は帳簿を用いて管理すべきである。</p>
4	図書の購入について	<p>絵本については需用費の消耗品費で、職員が使う参考図書については需用費の新聞・雑誌・図書の科目で支出していた。</p>	<p>絵本と参考図書をそれぞれ違う科目で支出している明確な理由はなく、慣例である旨の回答であった。</p> <p>小中学校では、学校図書については備品購入費で、職員が使う参考図書は需用費の新聞・雑誌・図書の科目で支出している。今後、新地方公会計となることから正確に資産計上できるよう、教育委員会で統一することはもちろんのこと、全庁的に統一を図っていただきたい。</p>

5	定員数について	<p>南保育・教育センターの定員数について、瑞穂市保育所施行規則には240名と、ホームページには220名と異なる数値が表記されていた。</p>	<p>施行規則における定員は認可定員で、ホームページにおける定員は利用定員であるとの説明であったが、どちらも定員とのみ表記されているため誤解を生じやすい。</p> <p>今後、ホームページには利用定員と明記することであるが、用語の定義も併記するなどし、周知を図っていただきたい。</p>
---	---------	---	---

以上